

「令和8年熊本地震」で被災された方に対する 手数料の免除のお知らせ

令和8年9月3日
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

令和8年熊本地震により被災された皆様におかれましては、下記のとおり熊本県薬務衛生課所管の手数料について、免除措置を受けることができますのでお知らせします。

記

1 免除の対象となる手数料の種別

①営業指導班所管

生活衛生関係営業許可申請手数料、温泉掘削許可申請手数料 等

②薬事班所管

医薬品の製造販売許可手数料、薬局開設許可手数料、毒物劇物販売業登録手数料 等

③監視麻薬班所管

麻薬管理者免許申請手数料、覚醒剤研究者指定申請手数料 等

※詳細は、「熊本県手数料条例に基づく手数料一覧（薬務衛生課所管分）」のとおり。

2 免除対象者

令和8年熊本地震により被害を受けたために許可申請（届出）が必要になった方を免除対象者とします。具体的には、以下のとおりです。

- ①令和8年熊本地震により、許可（検査確認）を受けていた営業施設が被害を受けたことに伴い、許可申請が必要となった方
- ②令和8年熊本地震により、自宅や営業施設が被害を受け、免許証等を亡失、滅失、汚損等したために再交付を受ける方
- ③令和8年熊本地震により、自宅や法人事務所が被害を受け、住所変更等したことにより許可証等の書換交付を必要とする方（医薬品販売業、医薬品製造業関係、毒物劇物関係）

【主な事例】

- ・地震により営業施設が被害を受け、営業を再開するにあたって、新規開設の許可申請や届出が必要となった場合（仮店舗を開設する場合、仮店舗を廃止のうえ新たに店舗を開設する場合を含む）
- ・地震により温泉設備が被害を受け、新たな掘削や動力装置が必要となった場合
- ・地震により自宅や営業施設が被害を受け、免許証等を損傷又は亡失したために、再交付申請が必要となった場合
- ・地震により配置販売従事者の自宅が被害を受け、住所変更したために、身分証明書の書換が必要になった場合

※その他の事例が対象となるかどうかについては、下記7の「問合せ先」までお問い合わせください。

3 免除額

申請等に必要な手数料を全額免除します。

4 免除の対象となる期間

令和8年7月28日から令和9年3月31日まで

5 免除の手続き

手数料免除申請書に必要事項を記入のうえ、り災証明書（原本）を添付して申請窓口に出してください。

（注）

- ①り災証明書によって、被災の状況が確認できない場合は、手数料免除申請書の「被災の状況」欄に詳細に記載してください。
- ②り災証明書の添付ができない場合は、その理由及び被災の状況を手数料免除申請書の「被災の状況」欄に詳細に記載するとともに、被災の状況を示す写真等を添付してください。

6 手数料の払戻し手続き

免除の対象となる手数料を既に支払って手続きをされた方で、払戻しを請求される場合は、上記5の書類に加えて、申出書に必要事項を記入し、許可申請等を行った窓口へ直接提出してください。

※払戻し請求ができる期間は、上記4の免除対象となる期間に限られます。

7 問合せ先

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

○営業指導班（生活衛生関係営業、温泉に関すること）

○薬事班（医薬品等の製造販売、薬局の開設、毒物劇物に関すること）

○監視麻薬班（麻薬、覚醒剤に関すること）

TEL 096-333-2245（営業指導班）

096-333-2242（薬事班、監視麻薬班）

	手続き	項目名	金額	減免案	要件(対象者)
1	(43) 理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の規定に基づく理容所の検査	理容所検査手数料	16,000円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
2	(61) 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	22,000円	全額	免許を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
3	(62) 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の登録事項の変更	第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料	3,300円	全額	登録を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、登録事項に変更が生じた者(り災証明書必要)
4	(63) 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許証の再交付	第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	3,300円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により免許証を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
5	(64) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査	土地掘削許可申請手数料	130,000円	全額	許可を受けていた温泉施設が令和8年熊本地震により被害を受け、替え掘りが必要になった者(り災証明書必要)
6	(65) 温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘許可申請手数料	120,000円	全額	許可を受けていた温泉施設が令和8年熊本地震により被害を受け、増掘が必要になった者(り災証明書必要)
7	(65)の2 温泉法第11条第1項の規定に基づく動力の装置の許可の申請に対する審査	動力装置許可申請手数料	110,000円	全額	許可を受けていた温泉施設が熊本地震により被害を受け、動力装置が必要になった者(り災証明書必要)
8	(65)の3 温泉法第14条の2の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査	温泉採取の許可申請手数料	35,000円	全額	許可を受けていた温泉施設が令和8年熊本地震により被害を受け、替え掘りした源泉から温泉採取を行う必要がある者(り災証明書必要)

9	(65)の4 温泉法第14条の5の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	可燃性天然ガス濃度の確認申請手数料	7,400円	全額	許可を受けていた温泉施設が令和8年熊本地震により被害を受け、替え掘りした温泉の可燃性天然ガス濃度を確認する必要がある者(り災証明書必要)
10	(65)の5 温泉法第7条の2(同法第11条第2項において準用する場合を含む。)又は第14条の7の規定に基づく土地掘削、ゆう出路増掘若しくは温泉採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は土地掘削、ゆう出路増掘若しくは温泉採取の方法の変更の許可の申請に対する審査	土地掘削、ゆう出路増掘又は温泉採取のための施設等の変更許可申請手数料	24,000円	全額	許可を受けていた温泉施設が令和8年熊本地震により被害を受け、温泉採取のための施設の位置等の変更が必要になった者(り災証明書必要)
11	(66) 温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	温泉利用許可申請手数料	35,000円	全額	許可を受けていた温泉施設が令和8年熊本地震により被害を受け、替え掘りした源泉から温泉を利用する必要がある者(り災証明書必要)
12	(66)の2 温泉法第6条第1項(同法第11条第2項若しくは第3項において準用する場合を含む。)、第14条の3第1項若しくは第16条第1項の規定に基づく法人の合併若しくは分割による許可を受けた地位の承継の承認申請又は同法第7条第1項(同法第11条第2項若しくは第3項において準用する場合を含む。)、第14条の4第1項若しくは第17条第1項の規定に基づく相続による許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	土地掘削、ゆう出路増掘、動力装置、温泉採取又は温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400円	全額	温泉施設に係る許可を受けていた者が令和8年熊本地震により死亡し、相続する必要がある者(災害弔慰金支給決定通知書必要)
13	(67) 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査	興行場営業許可申請手数料	22,000円	全額	許可を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
14	(68) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	22,000円	全額	許可を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
15	(69) 旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	7,400円	全額	旅館業の許可を受けていた者が令和8年熊本地震により死亡し、相続する必要がある者(災害弔慰金支給決定通知書必要)
16	(70) 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査	浴場業許可申請手数料	22,000円	全額	許可を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
17	(224) クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査	クリーニング所検査手数料	16,000円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)

18	(228) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付	クリーニング師免許証再交付手数料	3,400円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により免許証を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
19	(243) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査(製剤製造業者等に限る。)	毒物劇物製造又は輸入業登録手数料(製剤製造業者等に限る。)	27,700円	全額	登録を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
20	(245) 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録手数料	15,000円	全額	登録を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
21	(250) 毒物及び劇物取締法第9条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査(製剤製造業者等に限る。)	毒物劇物製造又は輸入業登録変更手数料(製剤製造業者等に限る。)	5,200円	全額	登録を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、登録事項に変更が生じた者(り災証明書必要)
22	(255) 毒物及び劇物取締法施行令第36条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	4,000円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により登録票を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
23	(256) 毒物及び劇物取締法施行令第36条の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付(製剤製造業者等に限る。)	毒物劇物製造又は輸入業登録票再交付手数料(製剤製造業者等に限る。)	4,000円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により登録票を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
24	(291) 覚醒剤取締法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤研究者指定申請手数料	4,000円	全額	指定を受けていた研究所が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
25	(293) 覚醒剤取締法第11条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。))の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定証の再交付	覚醒剤施用機関等指定証再交付申請手数料	2,800円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により指定証を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
26	(295) 覚醒剤取締法第30条の5において準用する第4条第2項の規定に基づく覚醒剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	覚醒剤原料取扱者指定申請手数料	11,700円	全額	指定を受けていた業務所が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
27	(296) 覚醒剤取締法第30条の5において準用する第4条第2項の規定に基づく覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤原料研究者指定申請手数料	4,000円	全額	指定を受けていた研究所が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)

28	(314) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第3条第1項の規定に基づく麻薬卸売業者の免許の申請に対する審査	麻薬卸売業者免許申請手数料	14,800円	全額	免許を受けていた業務所令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
29	(315) 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	4,000円	全額	免許を受けていた業務所令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
30	(317) 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬管理者の免許の申請に対する審査	麻薬管理者免許申請手数料	4,000円	全額	免許を受けていた業務所令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
31	(318) 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬研究者の免許の申請に対する審査	麻薬研究者免許申請手数料	4,000円	全額	免許を受けていた研究所が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
32	(319) 麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項(同法第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づく麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者(熊本県知事登録に限る。)の登録票の再交付	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者(熊本県知事登録に限る。)の登録票の再交付手数料	2,800円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により指定証を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
33	(322) 麻薬及び向精神薬取締法第50条の5第1項の規定に基づく向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に対する審査(熊本県知事登録に限る。)	向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料(熊本県知事登録に限る。)	4,000円	全額	免許を受けていた研究所が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
34	(357) 美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の規定に基づく美容所の検査	美容所検査手数料	16,000円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
35	(420) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項及び別表第19の2において「医薬品医療機器等法」という。)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	29,200円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
36	(421) の2 医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	地域連携薬局認定申請手数料	11,000円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)

37	(421)の4 医薬品医療機器等法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定申請手数料	11,000円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
38	(422) 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	29,200円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
39	(426) 医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付	配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	2,100円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、交付を受けていた配置従事者身分証明書の記載内容に変更が生じた者(り災証明書等必要)
40	(427) 医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付	配置販売従事者身分証明書再交付手数料	2,900円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により配置従事者身分証明書を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
41	(427)の4 医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	29,200円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
42	(427)の6 医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可申請手数料	29,200円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
43	(427)の9 医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証再交付手数料	2,900円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により許可証を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
44	(427)の11 医薬品医療機器等法施行令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の再交付	地域連携薬局等認定証再交付手数料	2,900円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により許可証を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
45	(428) 医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付	医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業許可証書換え交付手数料	2,100円	全額(医薬品販売業のみ)	令和8年熊本地震に被災したことで、許可証の取扱品目の書換えを必要とする者(り災証明書必要)
46	(429) 医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付	医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業許可証再交付手数料	2,900円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により許可証を損傷又はした者(り災証明書必要)

47	(432) 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	5,700円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
48	(434) 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項に規定する医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	90円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
49	(436) 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項(第1号に係る部分に限る。)又は第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第5条第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の書換え交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造販売業許可証書換え交付手数料	2,100円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、主たる事務所の移転等により、その所在地に変更が生じた者(り災証明書等必要)
50	(437) 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項(第1号に係る部分に限る。)又は第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第6条第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の再交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造販売業許可証再交付手数料	2,900円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により許可証を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
51	(438) 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	11,200円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、新設(大規模変更)する必要がある者(り災証明書必要)
52	(440)の2 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項(第2号に係る部分に限る。)又は第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第13条第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の再交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業許可証再交付手数料	2,900円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により許可証を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
53	(440)の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する第一種医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	第一種医薬品製造販売業許可申請手数料	155,300円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
54	(440)の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する第二種医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	第二種医薬品製造販売業許可申請手数料	130,900円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
55	(440)の5 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬部外品製造販売業許可(医薬品医療機器等法施行令第20条第2項に規定する製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品(次号及び第444号において「特別審査対象医薬部外品」という。)の製造販売に係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬部外品製造販売業許可申請手数料(特別審査対象医薬部外品)	98,200円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)

56	(440)の6 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬部外品製造販売業許可(特別審査対象医薬部外品以外の医薬部外品(第445号において「特別審査対象外医薬部外品」という。))の製造販売に係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬部外品製造販売業許可申請手数料(特別審査対象外医薬部外品)	74,700円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
57	(440)の7 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する化粧品製造販売業許可の申請に対する審査	化粧品製造販売業許可申請手数料	74,700円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
58	(450) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品の製造業の許可(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この項及び別表第19の2において「医薬品医療機器等法施行規則」という。))第26条第1項第3号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号)	87,300円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
59	(451) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号)	66,800円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
60	(452) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号)	31,900円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
61	(456) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬部外品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号)	87,300円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
62	(457) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬部外品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号)	43,100円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
63	(458) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬部外品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号)	31,900円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
64	(459) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する化粧品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	化粧品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号)	43,100円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)

65	(460) 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する化粧品の製造業の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	化粧品製造業許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号)	31,900円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
66	(477)の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号)	72,100円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、許可の区分の追加が必要となった者(り災証明書必要)
67	(477)の5 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号)	51,200円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、許可の区分の変更又は追加が必要となった者(り災証明書必要)
68	(477)の6 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号)	25,400円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、許可の区分の変更又は追加が必要となった者(り災証明書必要)
69	(477)の7 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬部外品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号) 72,100円	72,100円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、許可の区分の変更又は追加が必要となった者(り災証明書必要)
70	(477)の8 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬部外品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号)	35,700円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、製造所移転と合わせ、許可の区分追加が必要となった者(り災証明書必要)
71	(477)の9 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬部外品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号)	25,400円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、製造所移転と合わせ、許可の区分追加が必要となった者(り災証明書必要)
72	(477)の10 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	化粧品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号)	35,700円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、製造所移転と合わせ、許可の区分追加が必要となった者(り災証明書必要)
73	(477)の11 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号に掲げるものに係るものに限る。)の申請に対する審査	化粧品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料(医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号)	25,400円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、製造所移転と合わせ、許可の区分追加が必要となった者(り災証明書必要)
74	(477)の16 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第5号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第9項に規定する医薬品(日本薬局方医薬品に限る。)の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	日本薬局方医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	22,700円	全額	承認書に記載されていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)

75	(477)の17 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第5号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第9項に規定する医薬品(医療用医薬品に限る。)の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医療用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	104,500円	全額	承認書に記載されていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
76	(477)の18 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第5号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第9項に規定する医薬品(薬局製造販売医薬品、日本薬局方医薬品及び医療用医薬品を除く。)の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品等以外医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	33,800円	全額	承認書に記載されていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
77	(477)の19 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項(第5号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第9項に規定する医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	22,500円	全額	承認書に記載されていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
78	(477)の21 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する第一種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	第一種医療機器製造販売業許可申請手数料	155,300円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
79	(477)の22 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する第二種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	第二種医療機器製造販売業許可申請手数料	130,900円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
80	(477)の23 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する第三種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	第三種医療機器製造販売業許可申請手数料	98,200円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
81	(477)の24 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する体外診断用医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料	130,900円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
82	(477)の29 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の2第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	医療機器又は体外診断用医薬品製造販売業許可証書換え交付手数料	2,100円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、主たる事務所の移転等により、その所在地に変更が生じた者(り災証明書等必要)
83	(477)の30 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の3第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付	医療機器又は体外診断用医薬品製造販売業許可証再交付手数料	2,900円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により登録票を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
84	(477)の31 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する医療機器の製造業の登録の申請に対する審査	医療機器製造業登録申請手数料	37,600円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)

85	(477)の32 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査	体外診断用医薬品製造業登録申請手数料	37,600円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
86	(477)の36 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の10第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付	医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録証再交付手数料	2,900円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により登録票を滅失又は損傷した者(り災証明書必要)
87	(477)の37 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項(第4号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	医療機器修理業許可申請手数料	70,700円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
88	(477)の39 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項(第4号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第5項に規定する医療機器の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医療機器修理業修理区分変更又は追加許可申請手数料	17,800円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、修理の区分の変更又は追加が必要となった者(り災証明書必要)
89	(477)の40 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項(第4号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する医薬品医療機器等法施行令第37条の9第1項に規定する医療機器の修理業の許可証の書換え交付	医療機器修理業許可証書換え交付手数料	2,100円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、修理の区分の書換交付が必要となった者(り災証明書必要)
90	(477)の41 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項(第4号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する医薬品医療機器等法施行令第37条の10第1項に規定する医療機器の修理業の許可証の再交付	医療機器修理業許可証再交付手数料	2,900円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により許可証を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
91	(477)の42 医薬品医療機器等法施行令第80条第4項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	155,300円	全額	検査確認を受けていた施設が令和8年熊本地震により被害を受けたため、移転新設する必要がある者(り災証明書必要)
92	(477)の44 医薬品医療機器等法施行令第80条第4項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第43条の4第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付	再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料	2,100円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、主たる事務所の移転等により、その所在地に変更が生じた者(り災証明書等必要)
93	(477)の45 医薬品医療機器等法施行令第80条第4項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第43条の5第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料	2,900円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により許可証を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)
94	(477)の47 医薬品医療機器等法施行規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	販売従事登録証再交付手数料	2,900円	全額	令和8年熊本地震に被災したことで、本人の責めに帰さない事由により登録票を損傷又は亡失した者(り災証明書必要)

(別添 1)

手 数 料 免 除 申 請 書

令和 年 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

住 所
氏 名
印
(自署の場合押印不要)
連絡先 — —

令和 8 年熊本地震で被災したため、下記のとおり、熊本県手数料条例第 6 条の規定による手数料の免除を申請します。

手数料名称		金 額	円
<被災状況> ☐全壊 ☐半壊 ☐一部損壊 ☐亡失 ☐損傷 ☐その他 () (被災の詳細 ※被災時の住所・所在、損傷・汚損等に係る具体的な経緯等)			
<被災を証する書類> ☐り災証明書 ☐その他 ()			
<被災を証する書類がない場合> 被災を証する書類はありませんが、被災状況は上記のとおり相違ありません。 氏名 _____ 印 _____ (自署の場合押印不要)			

- (注意事項)
- ・ 氏名にあっては、申請者の署名又は記名押印によること。
 - ・ 手数料免除申請書の添付書類は、り災証明書を原則とする。ただし、その原本の確認を窓口で受けることにより、り災証明書の複写物を提出しても差し支えない。
 - ・ り災証明書の提出ができない事例においては、被災状況欄にその顛末を詳細に記載すること。

上記のとおり確認しました。
確認者所属・職氏名 _____ 印 _____
(自署の場合押印不要)

(別添 1)

手数料免除申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 木村 敬 様

住 所 熊本市中央区水前寺 6-18-1

氏 名 熊本 太郎

印

(自署の場合押印不要)

連絡先 096-333-2242

令和 8 年熊本地震で被災したため、下記のとおり、熊本県手数料条例第 6 条の規定による手数料の免除を申請します。

手数料名称	理容所検査手数料	金 額	1 6 , 0 0 0 円
<被災状況> ☒全壊 ☐半壊 ☐一部損壊 ☐亡失 ☐損傷 ☐その他 () (被災の詳細 ※被災時の住所・所在、損傷・汚損等に係る具体的な経緯等) (例) 店舗(熊本県〇〇市△△1-2-3 検査確認番号〇〇)が地震により全壊したため、旧店舗の近接地(熊本県〇〇市△△4-5-6)に新たに店舗を建築し、理容所を開設することとなった。			
<被災を証する書類> ☐り災証明書 ☐その他 ()			
<被災を証する書類がない場合> 被災を証する書類はありませんが、被災状況は上記のとおり相違ありません。 氏名 熊本 太郎 印 (自署の場合押印不要)			

(注意事項)

- ・氏名にあつては、申請者の署名又は記名押印によること。
- ・手数料免除申請書の添付書類は、り災証明書を原則とする。ただし、その原本の確認を窓口で受けることにより、り災証明書の複写物を提出しても差し支えない。
- ・り災証明書の提出ができない事例においては、被災状況欄にその顛末を詳細に記載すること。

上記のとおり確認しました。

確認者所属・職氏名 〇〇保健所 技師 〇〇 〇〇

印

(自署の場合押印不要)

(別添2)

申 出 書

令和 年 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

申出額 金 円

ただし、下記申請に係る手数料の払い戻し（令和8年熊本地震により被災した者に係る手数料の免除措置）として、下記のとおり、口座振替により申し出ます。

住 所
氏 名
連絡先 印

記

1 申請内容

2 申請日及び申請窓口

令和 年 月 日に にて申請

3 金額内訳

納付済手数料金額	円
免除後の手数料額	0円
差額（払い戻し額）	円

4 口座振込先（本人名義以外の口座の場合は委任状が必要）

銀行 支店 普通／当座 預金
口座名義人
口座番号
フリガナ

（注意事項）

- ・氏名欄には、必ず押印すること。
- ・免除対象となる申請を行った申請窓口に提出すること。

(別添2)

記入例

申 出 書

令和〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 木村 敬 様

申出額 金 16,000円

ただし、下記申請に係る手数料の払い戻し（令和8年熊本地震により被災した者に係る手数料の免除措置）として、下記のとおり、口座振替により申し出ます。

住 所 熊本市中央区水前寺6-18-1

氏 名 熊本 太郎 印

連絡先 096-333-2242

記

1 申請内容

理容所開設届

2 申請日及び申請窓口

令和〇年〇〇月〇〇日に〇〇保健所にて申請

3 金額内訳

納付済手数料金額 16,000円

免除後の手数料額 0円

差額（払い戻し額） 16,000円

4 口座振込先（本人名義以外の口座の場合は委任状が必要）

〇〇 銀行 〇〇 支店 普通／当座 預金

口座名義人 熊本 太郎

口座番号 1 2 3 4 5 6 7

フリガナ クマモト タロウ

（注意事項）

- ・氏名欄には、必ず押印すること。
- ・免除対象となる申請を行った申請窓口に提出すること。